

境地区の高度衛生管理について

1. 施設配置の基本方針

1-1. 岸壁の配置について

岸壁エプロンでトラックに直積みする「まき網漁業岸壁」と「まき網漁業以外の岸壁」を分離する。「まき網漁業以外の岸壁」では、エプロンへの車両進入は禁止とする。

1-2. 上屋の配置について

・岸壁にて陸揚げされる水産物（まき網漁業は除く）を取り扱う上屋は、岸壁直背後に配置し、水産物が岸壁側から陸側へ一方向に流れるように配置する。

岸壁にて陸揚げされる水産物（まき網漁業は除く）を取り扱う上屋は、1号、2号、5号上屋先端とし、基本的には、以下のように漁業種類ごとに上屋を使用する。

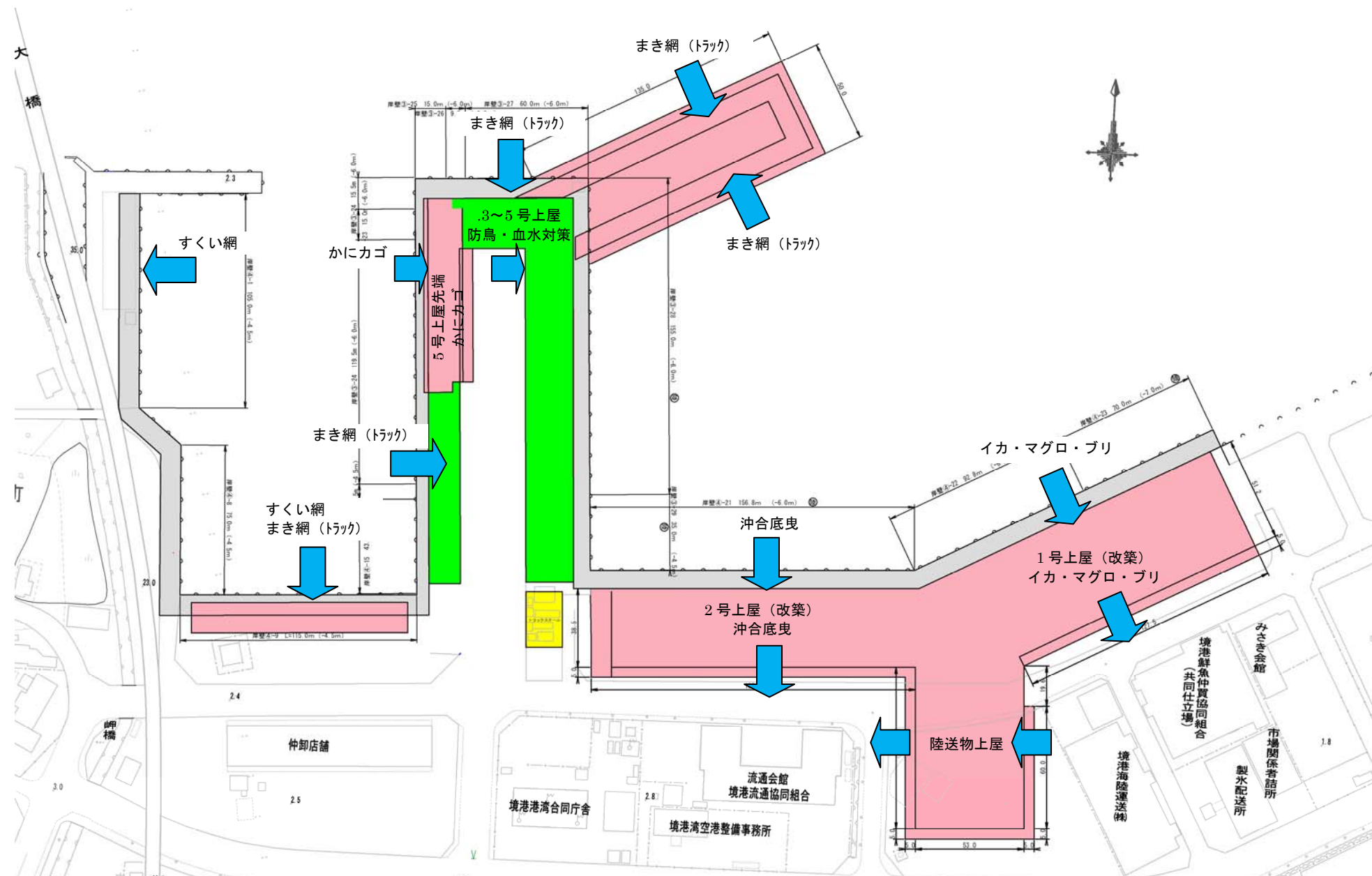
1号上屋：イカ釣り、マグロ（まき網）

2号上屋：沖合底曳網漁業

5号上屋先端：かにカゴ漁業

・陸送物を取り扱う上屋は、1号、2号上屋の陸側に張り出す形で配置し、搬入エリアと搬出エリアを区分し、水産物が一方向に流れるように配置した。

・漁業種類によって、取り扱い量が季節的に変動したり、限られたりすることを考慮し、1号上屋、2号上屋、陸送物上屋を一体化して複数の漁業種類が柔軟に使用できるものとした。



2. 高度衛生管理における基本方針（案）

(1) 荷捌き所内における人の流れ

荷捌き所全体は、壁およびシャッターなどで囲まれた**完全な閉鎖型**とする。

人の入場は基本的に、**人の出入口**からのみ可能とする。

入の出入口は専用扉とし、**手洗い場**、**足洗い場**を設置する。

(2) 荷捌き所内における車両の流れ

荷捌き所内で作業できる車両は、**専用車両**とし、原則**電動式車両**とする。

フォークリフトを含む荷役資材は**専用資材置場**を荷捌き所内に配置する。

車両は荷捌き所内・外での兼用使用はできないものとする。

やむを得ず、荷捌き所外から荷捌き所内に車両を進入させる場合は**車両進入口**からのみ可能とする。

車両入出場口には**タイヤ洗浄設備**および人の手洗い、足洗い場を設置する。

荷捌き所内で作業するフォークリフト等は**フォークリフト専用通行帯（幅員B=4.0m）**を通行するものとする。

(3) 搬入・搬出トラックの流れ

搬出エリアは**直線状のプラットホーム**とし、陸送物上屋については、**搬入エリア（東側）と搬出エリア（西側）を区分する。**

荷捌き所内には、出荷前の仕立替え等を行うための**出荷準備スペース（仕立替え）（B=10.0m）**を確保する。

トラックの**搬入・搬出エリア**は、道路より高い位置にあり、トラックは市場内に進入できない。（高低差h=0.5m~1.0m程度の**プラットホーム形式**）

(4) 水産物の流れ

沖底物、イカ、マグロ等の岸壁で陸揚げされる水産物は、陸揚げ後、台車・フォークリフト・ベルトコンベヤなどで陳列エリアへ移動する。せり終了後には、台車、フォークリフト等で搬出エリア（プラットホーム）を介してトラックに積み込み搬出する。

トラックから搬入される陸送物は、**搬入エリア**から、人力またはフォークリフトなどで降ろされ陳列エリアへ移動する。なお、せり前の早い時間に搬入するものは**荷捌き所内の冷蔵庫**に一時保管する。せり終了後には、台車、フォークリフト等で搬出エリア（プラットホーム）を介してトラックに積み込み搬出する。

活魚については、活魚水槽横までトラック搬入可能であるが、活魚の荷渡しはプラットホーム上にて行う。

荷捌き所内で使用する**氷は荷捌き所内に設置した貯氷庫から購入して使用する。**

(5) その他

荷捌所内に陳列される水産物はすべて、**発泡スチロール製またはプラスチック製の魚箱**を使用すること。

また、**蓋付の魚箱は床面に直置き**できるものとするが、**蓋がない場合は、パレットなどにより床面との間に段差**を設けて陳列すること。

低温室は、貝類、生うに、切り身などの**施氷ができない水産物を陳列するエリア**として整備する。